

山砂利採取跡地における不法投棄事件について

平成19年11月20日

【建設系混合廃棄物の不法投棄被疑者3人の逮捕】

＝逮捕された被疑者＝

- ・ 京都府城陽市平川野原
アルバイト(重機運転手) A 36歳
- ・ 奈良県香芝市良福寺
産業廃棄物等収集運搬業 B 49歳
- ・ 大阪府八尾市志紀町
ダンプ運転手 C 28歳

＝事件の概要＝

A、B、Cは共謀の上、平成19年10月16日午後0時6分頃、城陽市富野狼谷所在の砂利採取跡地において、廃棄物である木くず、コンクリートがら等10トンダンプ1台分をみだりに捨てたもの。

＝適用条文＝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条(不法投棄)

第25条第1項第14号

(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

刑法第60条(共犯規定)

平成 19 年 1 1 月 2 9 日

【砂利採取跡地における廃棄物不法投棄被疑者 2 人の逮捕】

＝逮捕された被疑者＝

・京都市伏見区久我本町

土砂等運搬業

D 44 歳

＝事件の概要＝

D は E、A と共謀の上、平成 19 年 10 月 16 日午前 9 時 1 分頃から午後 4 時 24 分頃までの間、前後 8 回にわたり、城陽市富野狼谷所在の砂利採取跡地において、廃棄物である木くず、コンクリートがら等 10 トンダンプ 8 台分をみだりに捨てたもの。

＝逮捕された被疑者＝

・京都市伏見区竹田段川原町

土砂等運搬業

E 32 歳

＝事件の概要＝

E は D、A と共謀の上、平成 19 年 10 月 16 日午前 9 時 1 分頃から午後 3 時 50 分頃までの間、前後 4 回にわたり、城陽市富野狼谷所在の砂利採取跡地において、廃棄物である木くず、コンクリートがら等 10 トンダンプ 4 台分をみだりに捨てたもの。

＝適用条文＝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 16 条（不法投棄）

第 25 条第 1 項第 14 号

（5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科）

刑法第 60 条（共犯規定）

平成19年12月18日

【砂利採取跡地における廃棄物不法投棄事件の送致】

＝書類送致された被疑法人＝

・京都市右京区太秦樋ノ内町 株式会社 F

＝事件の概要＝

株式会社Fは、同法人の業務に関し、同社アルバイト従業員（重機運転手）であるAをして、平成19年10月16日午前9時1分頃から午後4時24分頃までの間、前後13回にわたり、京都府城陽市富野狼谷に所在する株式会社F砂利採取跡地において、廃棄物である木くず、コンクリートがら等10トンダンプ13台分をみだりに捨てたもの。

＝書類送致された被疑者＝

・奈良県橿原市小房町
無職 男性 36歳

＝事件の概要＝

男性は、ダンプ運転手であるが、B及びAと共謀の上、平成19年10月16日午後0時8分頃、廃棄物である木くず、コンクリートがら等10トンダンプ1台分を同所においてみだりに捨てたもの。

＝書類送致された被疑者＝

・京都府京田辺市草内
土砂等運搬業 男性 29歳

＝事件の概要＝

男性は、ダンプ運転手であるが、京都府京田辺市興戸の土砂等運搬業男性及びAと共謀の上、平成19年10月16日午前10時2分頃から午後2時45分までの間、前後3回にわたり、廃棄物である木くず、コンクリートがら等

10トンダンプ3台分を同所においてみだりに捨てたもの。

＝書類送致された被疑者＝

・ 京都府京田辺市興戸

土砂等運搬業 男性 34歳

＝事件の概要＝

男性は、ダンプ運転手であるが、京都府京田辺市草内の土砂等運搬業男性及びAと共謀の上、平成19年10月16日午前10時2分頃から午後2時45分までの間、前後2回にわたり、廃棄物である木くず、コンクリートがら等10トンダンプ2台分を同所においてみだりに捨てたもの。

＝適用条文＝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条（不法投棄）

第25条第1項第14号

（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科）

第32条第1号（法人等両罰規定）

刑法第60条（共犯規定）